

飲酒運転の根絶

石川版『ハンドルキーパー運動』にご協力を！

石川版ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などに行く場合、

- ◎ ハンドルキーパー（お酒を飲まない人）を決める。
- ◎ ハンドルキーパーが
 - ① お酒を飲んだ仲間を完全に自宅まで送り届ける。
 - ② お酒を飲んだ仲間を最寄り駅まで送り届ける。
 - ③ 家族等のお迎え（家族等）や代行運転業者に、車のカギを渡す。

などを加えた県民総ぐるみの運動です。

※ _____は、石川県独自のもの！



酒類を提供するお店の皆様へ

- ◎ 道路交通法では、お酒を提供する側にも飲酒運転を根絶する義務があり、違反すると罰せられます。
- ◎ お車を運転されるお客様には、絶対にアルコールを提供しないで下さい。



運動にご協力いただけるお店の皆様へ

- ◎ 登録店は、石川県のホームページ
(<http://www.pref.ishikawa.jp/>)
に掲載させていただきます。
- ◎ ハンドルキーパー（お酒を飲まない人）にサービスの提供が可能な登録店には、ご協力をいただいております。

※ 例えば、ご利用当日の駐車場割引券、トッピング1品、ソフトドリンク1杯を無料提供するなどのほか、次回ご利用時の割引券を提供するなどのサービス

石川版『ハンドルキーパー運動』 にご協力いただけるお店の皆様



～ 「推進店」としてご登録を！ ～

石川版『ハンドルキーパー運動』推進店登録書

※ 店名	
※ 住所	
※ 電話番号	
ご担当者名	
休業日	
営業時間	
ハンドルキーパー へのサービス内容 等 ※ 該当するもの に、○をつけて ください	◎ サービスの提供 ① 駐車料金無料・割引 ② 小鉢1品・トッピング1品 ③ ソフトドリンク1杯 ④ 飲食料金の割引 ⑤ その他() ◎ 企業間協力によるサービスの提供 ① 代行業者による割引 ② その他()
ご意見	

※ 印の箇所は石川県のホームページ(<http://www.pref.ishikawa.jp/>)に掲載されます。

ご登録は、石川県交通安全推進協議会事務局までメール又はFAX送信していただきますようお願いいたします。

(Email : seian-k@pref.ishikawa.lg.jp、FAX : 076-225-1389)

ご登録後、事務局から「登録シール」等を郵送させていただきます。

ご不明点があれば、事務局(076-225-1387)までお問合せ下さい。